



# 佐賀県公報

平成20年  
1月25日  
(金曜日)  
第13009号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

## 目次

- 青少年に有害な図書等の指定 (二三・こども課) 一
  - 生活保護法に基づく指定介護機関の休止 (二四・地域福祉課) 二
  - 生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定 (二五・ ) 二
  - 生活保護法に基づく介護予防を担当させる機関の指定 (二六・ ) 三
  - 生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更 (二七・ ) 四
  - 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (二八・長寿社会課) 四
  - " (二九・ ) 四
  - 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の指定辞退 (三〇・ ) 四
- 公 告
- デジタルX線透視撮影装置の購入に係る一般競争入札 (県立病院好生館) 四
  - 公共測量の実施 (土地対策課) 七
  - " ( ) 七
  - 土地改良区解散の認可 (農地整備課) 七

## ○ 告 示

### ◎佐賀県告示第二十三号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条  
第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成二十年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題 名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-221	[月刊] ザ・ベストMAGAZINE Special No.175 2月号	KKベストセラーズ	14077-2	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19-222	月刊 メルフレ ボンバー NO-081 2月号	KKベストセラーズ	08513-02	
"	19-223	ウォーA組 2月号	(株)サン出版	01889-02	
"	19-224	KISSUI 「キッスイ」 Vol.051 2月号	(株)ジーオーティー	12955-02	
"	19-225	マガジン・ウォー・ウルフ vol.049 2月号	(株)サン出版	08383-02	
"	19-226	漫画ローレンス 新春2月号	(株)綜合図書	18387-2	
"	19-227	愛の体験Specialデラックス 2月号	(株)竹書房	11585-2	
"	19-228	COMIC ペンギンセレブ 2008 vol.012 COMICペンギンクラブ2月号増刊	辰巳出版(株)	18000-2/5 ①2008-2/20	

◎佐賀県告示第二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から休止の届出があった。

平成二十年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

一 休止年月日 平成十九年十二月三十一日

二 届出者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 セントケア佐賀株式会社

所在地 佐賀市鬼丸町二番二十七号

三 事業所の名称及び所在地

名称 セントケア佐賀兵庫南

所在地 佐賀市兵庫南三丁目一番十九号

◎佐賀県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成二十年一月十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社花のある家

所在地 佐賀市多布施二丁目九番十号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 「花のある家」訪問介護

所在地 佐賀市多布施二丁目八番十六号一〇三号

サービスの種類 訪問介護

二 (一) 指定年月日 平成二十年一月十日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社花のある家

所在地 佐賀市多布施二丁目九番十号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム花のある家

所在地 小城市牛津町勝八百十三番地二

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

三 (一) 指定年月日 平成二十年一月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ヴァンヴェール

所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 春風

所在地 三養基郡基山町大字小倉三百六番地二

サービスの種類 小規模多機能型居宅介護

四 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人ひかり

所在地 鳥栖市桜町千四百二十四番地七

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホームなの花

所在地 鳥栖市桜町千四百二十四番地七

サービスの種類 認知症対応型共同生活介護

## ◎佐賀県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

- |  |  |
|--|--|
| <p>一 (一) 指定年月日 平成二十年一月十日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 有限会社花のある家<br/>所在地 佐賀市多布施二丁目九番十号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 「花のある家」訪問介護<br/>所在地 佐賀市多布施一丁目八番十六号一〇三号<br/>サービスの種類 介護予防訪問介護</p> <p>二 (一) 指定年月日 平成二十年一月十日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 有限会社花のある家<br/>所在地 佐賀市多布施二丁目九番十号</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 グループホーム花のある家<br/>所在地 小城市牛津町勝八百十三番地二<br/>サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> <p>三 (一) 指定年月日 平成十九年九月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 社会福祉法人多久市社会福祉協議会<br/>所在地 多久市北多久町大字小侍四十五番地三十一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類</p> | <p>四 (一) 指定年月日 平成二十年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 医療法人誠晴會<br/>所在地 鹿島市大字高津原四千三百二十番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 訪問看護ステーションつばさ<br/>所在地 鹿島市大字高津原六百七十一番地一<br/>サービスの種類 介護予防訪問看護</p> <p>五 (一) 指定年月日 平成二十年一月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 有限会社ヴァンヴェール<br/>所在地 鳥栖市田代昌町四百六十二番地一</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 春風<br/>所在地 三養基郡基山町大字小倉三百六番地二<br/>サービスの種類 介護予防小規模多機能型居宅介護</p> <p>六 (一) 指定年月日 平成十九年十二月一日</p> <p>(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地<br/>名称 特定非営利活動法人ひかり<br/>所在地 鳥栖市桜町千四百二十四番地七</p> <p>(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類<br/>名称 グループホームなの花<br/>所在地 鳥栖市桜町千四百二十四番地七<br/>サービスの種類 介護予防認知症対応型共同生活介護</p> |
|--|--|

七 (一) 指定年月日 平成十九年十月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有株式会社ライフケア

所在地 唐津市相知町千束千六百五十四番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 有株式会社ライフケア

所在地 唐津市相知町千束千六百五十四番地一

サービスの種類 介護予防福祉用具貸与

●佐賀県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成二十年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

	名 称	事業所の所在地	変更年月日
新	グループホームこころ	小城市小城町晴気二千三百七十番地四	平成一九・
旧	小城	小城市小城町百八十三番地十三	一一・六

●佐賀県告示第二十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
福祉用具貸与	株式会社プラザ ワン	三養基郡基山町大字宮浦一 八六番地五五	平成二〇・一・一〇

●佐賀県告示第二十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり当該指定居宅サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成二十年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
福祉用具貸与	有限会社アカホ	杵島郡江北町山口一六五四 番地五	平成二〇・一・一一

●佐賀県告示第三十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設から指定の辞退があった。

平成二十年一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
医療法人太田整形外科	伊万里市二里町大字甲二三九二番 地一	平成一九・一二・二九

○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年1月25日

## 収支等命令者

佐賀県立病院好生館館長 河野仁志

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入物品名及び数量 デジタルX線透視撮影装置 一式
  - (2) 購入物品の特質等 入札説明書及び仕様書による。
  - (3) 納入期限 平成20年3月31日
  - (4) 納入場所 佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番9号  
佐賀県立病院好生館 放射線科
  - (5) 入札方法
    - ア 技術的要件を満たしていることを判定するために、入札機器の性能、機能、技術等に関する書類を提出すること(必要書類の種類及び部数については別に交付する「入札説明書」の15の(1)を参照のこと。)
    - イ 入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条第1項の規定に基づき高度管理医療機器等の販売業及び賃貸業の許可を受けた者であること。
- 3 入札者に求められる義務
- (1) 当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供することができると確認することができる書類を、入札書の提出期限の7日前までに4の(1)の場所に提出しなければならぬ。

提出された書類を審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者に限り、入札の参加者とする。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならぬ。

## 4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約事項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 840-8571 佐賀県佐賀市水ヶ江一丁目12番9号

佐賀県立病院好生館業務課用度担当

電話 0952-28-1153

- (2) 入札説明書の交付方法 平成20年1月25日から平成20年3月4日までの間、佐賀県立病院好生館ホームページ(URL：<http://www.koseikan.jp/>)及び上記(1)の部署で随時交付する。

- (3) 入札書の提出方法 (1)の部署に持参又は郵送すること。

なお、郵送の場合は配達証明郵便とすること。

- (4) 入札書の提出期限 平成20年3月5日 午前10時

なお、郵送の場合は平成20年3月4日必着とする。

- (5) 開札の日時及び場所

平成20年3月5日 午前10時15分

佐賀県立病院好生館南棟1階会議室1

## 5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上の金額を納付すること(現金の納付に代え、国債若しくは地方債、日本政府の保証する債権若しくは確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行

<p>若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次のいずれかに該当する者については、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>(ア) 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）を締結し、その証券を提出する者</p> <p>(イ) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との間で同種及び同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する者</p> <p>(ウ) 佐賀県庁の入札参加資格者名簿に登録されている者</p> <p>イ 契約保証金 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること（現金の納付に代え、国債若しくは地方債、日本政府の保証する債権若しくは確実と認められる社債、銀行若しくは確実と認められる金融機関が振り出し、若しくは支払保証をした小切手、銀行若しくは確実と認められる金融機関が引き受け、若しくは保証若しくは裏書をした手形、定期預金債権又は銀行若しくは確実と認められる金融機関の保証を担保として供することも可)。ただし、次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>(ア) 当該入札について保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証券を提出する者</p> <p>(イ) 過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との間で同種及び同規模の契約を複数行い、そのうち2件に係る履行証明等を提出する者</p> <p>(ウ) 佐賀県庁の入札参加資格者名簿に登録されている者</p> <p>(3) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とする。</p>	<p>ア 参加する資格のない者</p> <p>イ 当該競争入札について不正行為を行った者</p> <p>ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者</p> <p>エ 入札保証金を納入しない者及び当該保証金の納入額が不足する者</p> <p>オ 一人で2以上の入札をした者</p> <p>カ 代理人でその資格のないもの</p> <p>キ アからカまでに掲げる者のほか、当該競争入札の条件に違反した者</p> <p>(4) 入札の中止</p> <p>次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。</p> <p>ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。</p> <p>イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。</p> <p>(5) 契約書作成の要否 要</p> <p>(6) 落札者の決定方法</p> <p>ア 有効な入札書を提出した者のうち、入札金額が予定価格の制限内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。</p> <p>イ 落札となるべき同額入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、直ちに、入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含め3回を限度）を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、日を改めて行う。</p>
--	--

(7) 詳細は入札説明書による。  
 (8) この調達契約は、1994年4月15日ラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : X-ray Digital TV System 1 set

(2) Delivery period : By 31 March, 2008

(3) Delivery place : Saga Prefectural Hospital Koseikan

(4) Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① Prove to have registered with the relevant authorities, in accordance with the Pharmaceutical Affairs Law, to initiate business of selling medical appliances.

② Prove to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the procured products.

(5) Time-limit for tender: 10:00 A.M. 5 March, 2008

(6) Contact point for the notice : Supplies Section, Saga Prefectural Hospital Koseikan, 1-12-9 Mizugae, Saga-shi, Saga-ken, 840-8571, Japan TEL 0952-28-1153

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、福岡県知事から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成20年1月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 一級水準測量

2 作業期間 平成20年1月11日から平成20年3月14日まで

3 作業地域 佐賀市 (旧諸富町)

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成20年1月25日

佐賀県知事 古 川 康

1 作業種類 公共測量 (定期縦横断面測量)

2 作業期間及び作業地域

作業期間	作業地域
平成20年1月21日から 平成20年3月14日まで	武雄市、杵島郡大町町、杵島郡江北町、 杵島郡白石町及び小城市芦刈町

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第67条第2項の規定により、平成20年1月16日大和町春日土地改良区の解散を認可した。

平成20年1月25日

佐賀県知事 古 川 康

購読料 一か年三二、二〇〇円(送料共)  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十年一月二十五日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷